

第一表(その3) 要素費用に

年次	フランス	ドイツ	インド ネシア	アイル ランド	ジアマ イカ	日 本	メキシコ	オランダ
	十億法	十億ライ ヒスマルク	百 万 ギルダ	百万磅	百万磅	十億円	百万ペソ	百 万 ギルダ
1,919	-	-	-	-	-	12.8	-	5,453
1,920	110	-	-	-	-	13.2	-	6,007
1,921	115	-	4,921	-	-	12.1	-	5,480
1,922	119	-	4,485	-	-	12.1	-	5,080
1,923	-	-	4,371	-	-	12.1	-	5,008
1,924	-	-	4,728	-	-	13.7	-	5,239
1,925	134	60.0	5,023	-	-	14.3	-	5,394
1,926	208	62.7	5,196	-	-	13.3	-	5,508
1,927	210	78.8	5,036	-	-	13.1	-	5,603
1,928	227	75.4	4,907	-	-	13.5	-	5,979
1,929	245	72.3	4,971	161.4	18.7	13.9	2,835	6,108
1,930	243	66.2	4,552	-	18.6	11.2	2,701	5,860
1,931	229	53.8	3,349	146.9	17.9	10.7	2,537	5,129
1,932	206	42.6	2,593	-	16.7	11.6	2,277	4,558
1,933	199	44.0	2,070	134.5	16.4	13.0	2,722	4,391
1,934	184	50.4	2,012	-	16.1	13.7	3,250	4,340
1,935	172~ 180	56.8	2,205	-	16.7	15.0	3,714	4,251
1,936	189~ 200	63.6	2,287	154.0	16.9	16.6	4,253	4,359
1,937	250~ 300	71.5	2,768	155.8	18.7	19.3	4,906	4,802
1,938	-	79.8	2,815	-	19.6	22.6	5,323	4,904

資料および注については表末を参照。

よる国民所得 (1919~1938年)

ノルウ エー デン 百 万 クロネ	プエル トリコ 百万弗	南ロー デシア 百万磅	スウェーデン (百万クロナ)		英 国 百万磅	米 国 (十億弗)	
			(1)	(2)		(1)	(2)
-	-	-	9,631	-	-	64.2	-
-	-	-	11,315	-	5,664	74.2	-
-	-	-	7,678	-	4,460	59.4	-
-	-	-	6,716	-	3,856	60.7	-
-	-	-	6,933	-	3,844	71.6	-
-	-	10.6	7,170	-	3,919	72.1	-
-	-	10.2	7,311	-	3,980	76.0	-
-	-	12.0	7,499	-	3,914	81.6	-
-	-	13.9	7,663	-	4,145	80.1	-
-	-	14.0	7,871	-	4,154	81.7	-
-	189	14.0	8,396	8,220	4,178	87.2	87.4
3,503	169	13.1	8,323	8,137	3,957	77.3	75.0
2,999	156	8.8	-	7,387	3,666	60.3	58.9
3,003	140	9.7	-	6,841	3,568	42.9	41.7
3,000	179	11.1	-	6,840	3,728	42.2	39.6
3,184	177	13.4	-	7,784	3,881	49.5	48.6
3,433	199	14.5	-	8,295	4,109	54.4	56.8
3,843	260	16.7	-	9,107	4,388	62.9	64.7
4,434	217	19.2	-	10,274	4,616	70.5	73.6
4,623	207	20.7	-	10,704	4,671	65.5	67.4

第一表(その3) に対する資料および注

一般的注 : すべての計数は以下に特記されない限り要素費用による国民所得に関連している。基本的に異つた概念若しくは測定方法に基準を置いた系列は別欄に置かれてある。然しながら同じ系列の系数も或る年の推計については、僅少な概念上の若しくは統計上の改訂により厳密には比較され得ないかも知れない。

中国、印度、イタリア、ルクセンブルグ、ニュージーランド、ポーランド、ルーマニア、スペイン、トルコおよびヴェネズエラ諸国の資料は本叢書第1号、H編No. 1、附属B表に示されてあるので本号には再録しない。1919年以前の推計は1938~1948年の National Income Statistics of Various Countries, 1938~1948 (1938~1948年諸国間の国民所得統計) に掲げられている。

フランス : 1920~1937年 : La Tribune Economique, (経済観測), 1946年9月13日  
市場価格による国民所得。

1919年以前に対する推計については、諸種著作を参照 :

1878年 (Pupin), 1892年 (Th'ry), 1893年 (Moulton and Lewis), 1889~91年および1903年 (Colson), 1913年 (Rist), 1914年 (Stamp)。

ドイツ : 1925~1928年 : Das deutsche Volkseinkommen vor nach dem Kriege, (戦前戦後のドイツ国民所得)、ドイツ国の統計に対する単行出版物、第24号、ベルリン、1932年。1929~1938年 : 連邦統計局からの通報、Wiesbaden-Biebrich, 1951年11月。

1925~1928年については、市場価格による国民所得には、政府の中間サービスおよび軍隊の所得が除かれている。1935~1938年については、ザール地方が含まれている。

1891~1913年の期間についての推計は、戦前戦後のドイツ国民所得—ドイツ国の統計に対する単行出版物、第24号、ベルリン、1932年に示されている。

インドネシア : J. J. Polak, "Het Nationale Inkomen van Nederlandsch Indië, 1921~1939", Statistische en Econometrische Onderzoekingen, (蘭領印度の国民所得) 第2巻、第4号、1947年12月、オランダ中央統計局、ヘーグ。

概念および方法の簡単な記述については、National Income Statistics, 1938~1947, (1938~1947年の国民所得報告)。

日本 : 山田雄三博士、日本国民所得推計資料、東洋経済新報社、東京、1951年5月

117頁。1875年に始まる、時価および不変価格による推計が、本書においては出来ていない。

市場価格による国内純生産。その他の二つの1939年以前の系列については、Statistical Papers Series H. No. 1を参照。

メキシコ : "El Ingreso Nacional Neto de Mexico, 1929~1945", Revista de Economía, 1946年2月。

要素費用による国内純所得。政府債に対する利子支払額は除かれている。

オランダ : Het Nationale Inkomen van Nederland 1921~1939, No. 7, der Monografieën van de Nederlandse Conjunctuur, オランダ、中央統計局、ヘーグ、1948年、(1921~1939年オランダの国民所得)。

採用されている概念の詳細な記述については、国民所得報告 (National Income Statistics) 1938~1948年を参照。

不変価格による国民所得の推計は、同じ年について同じ資料に示されている。1900~1920年についての時価による推計はBerekeningen over Het Nationale Inkomen van Nederland voor de Periode 1900~1920, De Nederlandshe Conjunctuur, Speciale Onderzoekingen No. 4, Central Bureau of Statistics, The Hague, 1941に示されている。

ノールウェー : National Accounts 1930~1939 and 1946~1951, (1930~1939年および1946~1951年の国民勘定)、中央統計局、オスロ、1952年、178頁。

市場価格による国内生産のデフレートされた推計は同資料246頁に出来ている。

プエルトリコ : Daniel Creamer, The Net Income of the Puerto Rican Economy 1940~1944, (1940~1944年プエルトリコ経済の純所得)、プエルトリコ大学、リオ・ピエドラス、1947年。

全ての計数は、記された年の7月1日に始まる会計年度によつている。

南ローデシア : Economic and Statistical Bulletin of Southern Rhodesia, (南ローデシア経済統計報告)

中央アフリカ統計局、ソールスベリ、1948年7月、第16巻、第7号。

推計はS. Herbert Frankelによつて作成された。

スウェーデン :

(1) E. Lindahl, E. Dahlgren, K. Kock, National Income of Sweden 1861~

1930 (1861~1930年スウェーデンの国民所得)、ストックホルム経済研究、ロンドン、1937年。

市場価格による国民所得であつて、政府の中間的サービスおよび海外からの純所得は除かれている。

(2) Översikt av inkomst och Konsumtionsläget, Meddelanden Fraan Konjunkturinstitutet, Serie B: 3, Stockholm, 1945, (所得および消費の状況調査)。市場価格による国民所得であつて、海外からの純所得は除かれている。

英国: A. R. Prest, "National Income of the United Kingdom 1870~1946", (1870~1946年の英国々民所得)。

The Economic Journal (経済報告) vol. LVIII No. 229, 1948年3月, 31~62頁。

1870~1938年についての不変価格による国民所得の推計もまた本資料に示されている。1870~1919年、連合王国にはアイルランドが含まれている。該論文には、1870年と1946年の間に於ける多少の年度に関連するその他の推計についても論及されている。

米国:

(1) S. Kuznets, National Income and its Composition 1919~1938, (国民所得とその構成)、経済調査局、ニューヨーク、1941年。

要素費用による国民所得に経常勘定の政府剰余金を加算したもの。1799年に遡る推計については、National Income of the United States 1799~1938, (1799~1938年米国々民所得), National Industrial Conference Board Ins. ニューヨーク、1939年参照。

(2) National Income 1951 Edition, (国民所得 1951年版), Survey of Current Business への付録、商務省、ワシントン、1951年、1929年に始まる期間についての不変価格(弗)による国民総生産の推計もまた、本資料146頁に示されている。

(2) の系列と (1) の系列における計数間の差異は、一部分は統計的なものでありまた部分的には概念的のものであつて、政府および銀行業の取扱い上の相違を反映している。

第二表 不変価格による国民所得と1人当所得の指数

年次	ベルマ		西ドイツ		日本		台湾	
	国内総生産	1人当り総生産	国民所得	1人当り所得	国民所得	1人当り所得	国内純生産	1人当り生産
	1947-1948年価格		1936年価格		1934-1936年価格		1937年価格	
1938	139	160	102	125	154	174	117	149
1939	-	-	-	-	163	184	-	-
1940	-	-	-	-	156	171	-	-
1941	-	-	-	-	162	181	-	-
1942	-	-	-	-	156	173	-	-
1943	-	-	-	-	156	170	-	-
1944	-	-	-	-	150	161	-	-
1945	-	-	-	-	-	-	-	-
1946	-	-	-	-	81	85	-	-
1947	85	86	-	-	85	88	-	-
1948	100	100	-	-	100	100	-	-
1949	90	89	100	100	116	112	100	100
1950	85	84	116	115	137	131	106	99
1951	97	94	133	130	151	143	107	99
1952	102	98	142	137	172	160	113	99
1953	111	106	151	144	187	172	-	-
1954	-	-	-	-	-	-	-	-

年次	タ イ		英 国		米 国		ソ 連 物的純生産 1926-1927 年価格
	国内総生産	1人当り生産	国内総生産	1人当り生産	国内総生産	1人当り生産	
	1948年価格		1948年価格		1939年価格		
1938	62	75	-	-	60	67	70
1939	-	-	-	-	65	72	-
1940	-	-	-	-	70	78	86
1941	-	-	-	-	81	89	-
1942	-	-	-	-	92	100	-
1943	-	-	-	-	102	109	-
1944	-	-	-	-	110	117	-
1945	-	-	-	-	103	113	-
1946	65	68	96	98	96	99	-
1947	86	88	95	97	95	97	-
1948	100	100	100	100	100	100	100
1949	125	123	103	103	99	97	117
1950	142	136	105	105	109	105	141
1951	-	-	110	109	116	110	158
1952	-	-	110	108	121	113	175
1953	-	-	114	113	126	115	189
1954	-	-	-	-	-	-	-

## 第二表に対する資料と注

**ビルマ** : The National Income of Burma, (ビルマ国民所得)、1953年8月、ラングーン、国家計画ならびに宗務省、16頁、1954年8月、ラングーン。

市場価格(1947~48年)による、国内総生産は、生産量の適当な指数を使用することによつて、主として得られている。1938年の計数は、4月1日に始まる会計年度によるものであるが、他の全年次については、資料は、各年9月30日に終る会計年度によつてゐる。

**西ドイツ** : Wirtschaft und Statistik, ストットガルト、1954年4月、164頁。

1936年市場価格による国民総生産、産業別および支出別内訳は第3表および第5表参照。1938年間の計数は1936年である。

**日本** : 行政管理庁からの連絡(1955年2月1日)による。

名種の物価指数によつてデフレートされた国民所得。

**台湾** : Economic Survey of Asia and the Far East Asia 1953, (1953年アジア極東経済調査)、1954年2月、バンコック、国連、アジア極東経済委員会、52頁。

1937年価格による国内純生産、1938年に対置された計数は、1937年に関するものである。上記資料は、台湾政府、勘定、統計局からその計数を得ている。

**タイ** : Joseph S. Gould, Preliminary Estimate of the Gross Geographical Product and Domestic National Income of Thailand, 1938/39, 1946~50, (タイ国内総生産および国内国民所得の暫定推計、(1952年7月28日、バンコック、タイ国民経済審議会、10頁。

要素費用による国内純生産は、生計費指数によつてデフレートされている。1938年に示される計数は1938年4月1日から1939年3月31日の会計年度による。

**英国** : National Income and Expenditure 1946~1953, (国民所得と支出)、1954年8月、ロンドン、中央統計局、16頁。

市場価格による国内総生産に対する支出の詳細な内訳は、個別に1948年価格で再評価されている。

不変価格による支出の内訳については、第5表を参照。

**米 国** : National Income, 1954 Edition, (国民所得1954年版)、米商務省1954年、216~217頁。

市場価格による国民総生産に対する支出の詳細な内訳項目は、それぞれ適当な物価指

数によつてデフレートされている。不変価格による支出の内訳については、第5表を参照。

**ソ 連** : 1938年 : I. M. Krasnolobov, Planirovaniei Uchot Narodnogo Dokhoda, (国民所得の企画と勘定)、1940年、モスクワ。1940年 : N. Voznessensky, War Economy of U.S.S.R. During the Period of the Patriotic War, (祖国防衛戦争の時期におけるソ連の戦争経済)、1947年、モスクワ。

1948~1949年 : Report on the Fulfilment of the Plan 1949, (1949年の計画遂行に関する報告)、モスクワ、閣僚会議、中央統計局。1950年 : 1951年6月12日、経済社会会議記録 C/1921/Add. 8。1951~1953年 : 計画遂行に関する報告。1926/27年の市場価格による物的純生産。

最近の指数の説明については Planovoye Khoziastro, No. 1, 1952, のなかの G. Drampian および N. Fiedctow を参照。

## 第三表 産業別国内純生産

**一般的注** : 本表において使用せられた概念は、要素費用による国内純生産である。それは、居住者が海外から受取る要素所得を除き、また、外国人に発生する国内生産の部分を含むことによつて、第1表に使用された国民所得概念と相違する。

国内純生産に対する公共および民間企業の寄与は、被儲者報酬、利潤、利子および純賃料の合計に等しく、生産の観点からいえば、これは、市場価格による販売額に、在庫の物的増加の額を加算し、他企業からのいつさいの経常的購入額(市価)と、固定資本減耗に対する引当と、全ての純間接税額を控除したものに等しい。企業における資本形成のために、あるいは、所有者ないしは彼の被儲者の消費のために、企業において生産される財貨、サービスは、含まれている。

家計、民間非営利機関および一般政府の国内純生産に対する寄与は、慣例的に、要素費用によつて評価され、主として、被儲者報酬からなる。消費者および政府債についての利子支払額は、振替支払として取扱われる。

産業分類においては、 $\approx$ 一般行政および防衛 $\approx$ は、行政、防衛、裁判および警察を含むが、公共企業体やその他のサービス——関係産業の下に分類されている——は、含まない。 $\approx$ その他のサービス $\approx$ の範疇は、銀行、保険、不動産業および、教育、医療、家事のような個人的なまたその他のサービスからなつてゐる。

本表に示される推計で採用されている定義および分類は、必ずしも、上記に示されるものとは、比較できない。判明している重要な相違は、以下の国別の注に示されている。より完全な定義については、1953年、国連、シリーズF、No. 2, A System of National Accounts and Supporting Tables, Studies in Methods, (国民勘定方式と附属表、方法論の研究)を参照されたい。

アルゼンチン、ドミニカ共和国、エジプト、ハンガリー、ポーランドの産業源泉別国内純生産の資料は、Statistical Yearbook 1951, (1951年統計年鑑)に示されている。ベルギー、ボリビア、ウガンダ、ユーゴスラビアの資料は、本シリーズの前号、シリーズH、No.5に示されているから、ここでは繰返さない。

さらに、新しい計数は、これらの場合には、入手しえない。

資料については、第1表に対する注を参照。

第三表 産業別国内純生産 (各国通貨単位による)

西ドイツ (百万ドイツ・マルク)

年次	総額	農林水産業	鉱業	製造業	建設業	運輸業 通信業 公益事業	卸売 および 小売業	住宅 所有	一般行 政および 防衛	その他 のサー ビス
1936	38,162(1)	5,100	(3)	16,802	2,076	3,256	3,616	1,272	3,704	2,336
1948	29,492(2)	3,572		12,174	1,786	2,862	3,039	604	2,745	2,710
1949	63,109	7,577		27,577	3,756	5,833	6,312	1,229	5,834	4,986
1950	71,536	8,873		32,574	4,423	5,676	7,435	1,307	6,039	5,009
1951	89,897	10,885		44,346	5,764	6,714	8,193	1,353	7,035	5,552
1952	98,024	11,911		47,833	6,193	7,819	8,601	1,435	8,193	6,033
1953	104,010	11,118		50,933	7,040	7,975	9,750	1,588	9,387	6,219
1954	-	-		-	-	-	-	-	-	-
1936年価格		(3)		(3)	(4)					
1936	38,162(1)	5,100		16,802	2,076	3,256	3,616	1,272	3,704	2,336
1948	17,903(2)	2,093		6,481	893	2,045	1,528	604	2,195	2,063
1949	39,105	4,377		15,465	1,890	4,124	3,420	1,217	4,823	3,789
1950	44,619	4,947		18,867	2,372	4,307	4,234	1,245	4,916	3,731
1951	49,744	5,457		22,249	2,697	4,524	4,560	1,293	5,123	3,841
1952	52,614	5,553		23,788	2,824	4,921	4,762	1,333	5,360	4,063
1953	55,463	5,613		25,879	3,313	5,049	5,283	1,381	5,741	4,204
1954	-	-		-	-	-	-	-	-	-

- (1) 1936年の計数は百万ライヒスマルクで示されている。
- (2) 1948年についての計数は7-12月の半年によるものである。
- (3) 公益事業は製造業に含まれている。
- (4) いくつかの一般政府サービスを含む。

印度 (十億ルピー)

年次	総額	農林水産業	鉱業	製造業	建設業	運輸業 通信業 公益事業	卸売 および 小売業	住宅 所有	一般行 政および 防衛	その他 のサー ビス
(1)	(2)									
1948	86.7	42.5	0.6	14.2			15.5	3.9	4.0	6.0
1949	90.3	44.9	0.6	14.4			16.0	4.0	4.1	6.3
1950	95.5	48.9	0.7	14.6			16.2	4.1	4.3	6.7

- (1) 各年4月1日に始まる会計年度。
- (2) 自己生産物については、農家によつてなされる加工売買および補助的活動を含む。

インドネシア (百万ルピア)

年次	総額	農林水産業	鉱業	製造業	建設業	運輸業 通信業 公益事業	卸売 および 小売業	住宅 所有	一般行 政および 防衛	その他 のサー ビス
(1)	(2)						(3)	(4)		(3)(5)
1951	70,489.7	39,227.9	1,548.4	6,120.0	865.0	1,998.6	10,754.4	4,600.0	3,938.7	1,445.7
1952	81,638.7	46,085.2	1,846.2	6,700.0	945.0	2,491.8	10,942.7	5,300.0	5,304.0	2,023.8

- (1) 政府エステートからの利潤を含む。
- (2) 公益事業は製造業に含まれる。
- (3) 金融保険業は卸売および小売業に含まれる。
- (4) 内容は住居用家屋、政府建物、民間非住居用建物および鉱業権の賃貸料である。
- (5) 公共企業 (Public enterprises) の利潤を含む。

イタリア (十億リラ)

年次	総額	農林水産業	鉱業	製造業	建設業	運輸業 通信業 公益事業	卸売 および 小売業	住宅 所有	一般行 政および 防衛	その他 のサー ビス
(1)										(3)
1938	131	38	1	34	3	10	14	8	16	11
1947	5,184	1,979	30	1,514	131	307	607	15	338	342
1948	5,964	2,180	32	1,707	153	447	630	23	497	414
1949	6,119	1,950	37	1,846	150	501	650	33	635	477
1950	6,598	2,020	39	2,015	220	540	690	44	695	534
1951	7,690	2,154	66	2,652	260	604	1,005(2)	75	755	323(2)
1952	8,076	2,142	74	2,575	379	670	1,097(2)	98	685	362(2)
1953	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1954	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

- (1) 総額は、政府サービスを含むことによつて、また、重複と脱落に対して調整されている。内訳項目は重複や脱落に対して調整されえない。それゆえ、この調整前の総額に関するものである。
- (2) 銀行および保険業、卸売業および小売業に含まれる。
- (3) 一般政府のいくつかのサービスを含む。

日本 (十億円)

年次	総額	農林水産業	農業	製造業	建設業	運輸業 通信業 公益事業	卸売業 小売業	住宅 所有	一般行政 および 防衛	その他の サービス
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)
1938	20.0	4.0	0.6	5.7	0.6	2.1	2.6	-	0.6	3.8
1946	360.9	140.1	10.9	59.3	24.9	15.8	38.5	-	6.3	65.1
1947	968.5	343.4	29.7	199.5	47.6	36.2	133.8	-	21.6	156.7
1948	1,962.2	624.8	66.9	454.4	83.0	104.5	240.4	-	64.6	323.6
1949	2,737.7	751.2	69.4	708.5	101.7	201.9	367.2	-	105.8	432.1
1950	3,363.2	879.4	98.5	854.8	130.3	251.1	541.0	-	132.3	475.8
1951	4,537.8	1,128.3	162.1	1,163.9	160.5	330.5	773.0	-	182.4	637.0
1952	5,290.9	1,244.6	202.7	1,205.4	225.3	118.3	725.3	-	238.8	830.4
1953	5,895.2	1,326.3	206.5	1,354.6	267.3	497.9	987.3	-	293.9	961.4
1954	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(1) 4月1日に始まる会計年度、但し1938および1953年は暦年。

(2) 住宅所有はその他のサービスに含まれる。

韓国 (共和国、百万米弗)

年次	総額	農林水産業	農業	製造業	建設業	運輸業 通信業 公益事業	卸売業 小売業	住宅 所有	一般行政 および 防衛	その他の サービス
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)
1949	1,769.5	938.2	14.6	182.2	48.1	32.1	137.7	-	129.8	237.8
1952	1,383.9	696.0	17.1	145.5	15.6	40.7	95.9	-	156.3	214.8
1953	1,721.2	822.8	23.2	189.0	42.0	44.8	139.1	-	189.2	270.9
1954	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(1) 各年4月1日に始まる会計年度。

(2) 市場価格による国民総生産。概算のため、内訳の合計は総額と一致しない。

(3) 農家経済の非貨幣的部分において生産されるサービスに帰属される価額によつて大部分なりたつている。≪農業上のサービスと副業≫の項目を含む。

(4) 外国貿易によつて発生する所得は≪その他のサービス≫に含まれる。

(5) 農家住宅の賃貸料は≪農業≫に含まれる。

フィリピン (百万ペソ)

年次	総額	農林水産業	農業	製造業	建設業	運輸業 通信業 公益事業	卸売業 小売業	住宅 所有	一般行政 および 防衛	その他の サービス
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)
1945	4,380	2,006	3	492	140	152	558	-	185	844
1947	5,619	2,440	11	636	259	191	702	-	252	1,128
1948	5,767	2,376	21	656	307	195	716	-	321	1,175
1949	5,723	2,298	32	656	291	191	702	-	377	1,181
1950	6,199	2,492	46	748	271	203	745	-	386	1,308
1951	6,864	2,759	82	938	250	232	852	-	431	1,320
1952	7,009	2,800	102	952	236	246	831	-	488	1,355
1953	7,444	2,926	103	1,187	260	246	802	-	516	1,404
1954	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

- (1) 金融、保険および不動産業を含む。
- (2) 住宅自己所有はその他のサービスに含まれる。
- (3) 政府のすべてのサービスを含む。

タイ (百万バーツ)

年次	総額	農林水産業	農業	製造業	建設業	運輸業 通信業 公益事業	卸売業 小売業	住宅 所有	一般行政 および 防衛	その他の サービス
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)
1938(2)	957.9	436.5	30.9	94.9	-	33.8	257.6	-	47.2	57.0
1946	10,333.3	6,271.8	9.4	1,145.6	-	139.4	1,414.2	-	237.3	1,115.6
1947	15,838.9	9,548.8	27.0	1,641.5	-	203.5	2,436.9	-	512.6	1,468.6
1948	18,457.0	11,211.1	94.6	1,706.5	-	223.7	3,046.8	-	615.2	1,559.1
1949	22,198.8	13,332.4	293.1	2,544.7	49.9	278.2	3,286.9	-	846.2	1,567.4
1950	25,595.4	14,649.7	394.7	3,238.8	162.9	315.9	3,865.3	-	1,058.5	1,909.6

(1) 市場価格による国内総生産。

(2) 1938年4月1日に始まる会計年度。

英国 (百万磅)

年次	総額	農林水産業	農業	製造業	建設業	運輸業 通信業 公益事業	卸売業 小売業	住宅 所有	一般行政 および 防衛	その他の サービス
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)
1948	19,399	630	383	3,716	657	1,030	1,394	265	685	1,639
1949	10,983	679	406	3,931	707	1,085	1,481	275	703	1,716
1950	11,843	665	412	4,360	714	1,165	1,610	300	726	1,891
1951	13,227	714	446	4,967	765	1,351	1,755	312	832	2,035
1952	13,549	763	503	4,976	824	1,430	1,665	345	895	2,148
1953	14,535	780	537	5,489	908	1,423	1,756	371	931	2,340
1954	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(1) 市場価格による国内総生産、在産評価調整前。

(2) 僅少な差引の誤差を含む。

米 (十億弗)

年次	総額	農林水産業	農業	製造業	建設業	運輸業 通信業 公益事業	卸売業 小売業	住宅 所有	一般行政 および 防衛	その他の サービス
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)
1938	67.2	5.9	1.5	15.0	2.0	6.8	11.9	-	8.5	15.6
1946	179.0	17.3	3.0	48.5	6.5	15.0	34.4	-	22.6	31.7
1947	196.3	18.2	4.2	53.7	8.4	16.6	37.3	-	18.6	34.3
1948	220.5	20.8	5.2	65.6	10.3	18.5	41.5	-	19.7	37.9
1949	215.1	16.6	4.4	62.8	10.4	18.5	40.5	-	21.9	40.0
1950	238.7	17.2	5.0	74.2	11.5	20.4	43.4	-	23.4	43.6
1951	275.4	20.3	5.5	87.7	13.6	23.1	47.9	-	30.2	47.1
1952	289.5	18.7	5.3	89.8	14.5	24.8	50.9	-	34.3	51.2
1953	303.5	16.8	5.5	97.3	15.2	26.2	52.4	-	34.9	55.2
1954	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

- (1) 公企業の利潤は含まれていない。
- (2) 所有者占有農家の帰属賃貸料を含む。
- (3) 政府企業および、いつさいの政府サービスを含む。
- (4) 事業によつて支払われる現金賃貸料および非農家自己所有住宅の帰属賃貸料を含む。

#### 第四表 国民所得の分配

一般的注：本表は、国民所得が、もつとも実際的な諸目的のために、所得の最終受領者であるところのものに対して発生する形を示している。

いくつかの分配項目についての定義は、以下に示されている。

本表に示される各国の推計において使用されている定義は、必ずしも比較可能ではない。判明している重要な差異は、国別の注に示されている。

「被傭者報酬」には、現金、または、現物によつて正規居住者に支払われる賃金、俸給および追加分のいつさいが含まれる。賃金、俸給は、社会保険への被傭者拠金控除前として示され、また、社会保険のなかに含まれていない民間年金等の機構について雇傭者が支払う保険金や手数料、ボーナス、チップおよび重役俸給のような追加分もまた含まれる。この範疇におけるその他の項目は、軍人の給料や手当、および社会保険に対する雇傭者の拠金である。

「非会社企業からの所得」には、農場、自由業およびその他の非会社企業の単独企業者もしくは共同経営者としての資格で、個人に発生する現金、現物の所得が記録される。企業内に保留され、また投資されるいつさいの金額が含まれる。土地および建物の所有や、金融資産の保有によつて生ずる所得は、除外される。

「賃貸料と利子」：賃貸料は、土地および建物の所有によつて、家計および民間非営利機関に発生する。実額および帰属額のいつさいの純所得を含む。保険、修繕、税金、減価償却および抵当利子のような、運営費を除いたものである。利子は、政府債利子を含めて、家計および民間非営利機関によつて受取られるいつさいの実際利子支払と、生命保険、銀行、および同様の金融機関によつて受取られる帰属利子を含む。

「配当」は、法人および協同組合から、家計および民間非営利機関に発生するいつさいの配当を含む。原則として、本項には、また、法人によつて、家計および民間非営利機関になされ、そして家計に資している援助金が含まれる。そして、貸倒れ金に対する手当は含まれるが、しかし、被傭者に対する、贈与や賞与は除かれる。

「法人貯蓄」は、民間法人および会社、協同組合、市場および物価安定機構の未分

配利額を含む。

「法人に対する直接税」は、正規の期間において、法人および協同組合の利潤、資本、ないし純価値に課せられる税金に関連している。

「一般政府の所得」には、政府企業によつて、一般政府が受取ることのできる金額、ならびに、建物、金融的資産の所有によつて政府に発生する、賃貸料、利子、配当—公社におけるそれらをも含めて—が含まれる。

「政府と消費者の負債に対する利子」は、(a)あらゆる種類の一般政府債に対する利子。(b)消費者の資格において、家計および民間非営利機関が所有するいつさいの負債に対する利子からなる。

国民所得の総体および、いくつかの分配分には、海外からの純所得が含まれる。

#### 第四表 国民所得の分配 (各国通貨単位による)

##### フランス (十億法)

年次	家計の受取				法人貯蓄	法人に対する直接税	一般政府所得	控除：政府消費者の負債利子
	総額	被傭者報酬	非会社企業所得	賃貸料および配当				
1938:	360	180	163	—	14	2	(1) 1	(1) —
1946	2,596	1,125	1,258	—	189	9	15	—
1947	3,303	1,676	1,414	—	168	20	25	—
1948	5,430	2,796	2,027	—	416	77	114	—
1949	6,539	3,486	2,247	—	363	362	81	—
1950	7,117	3,960	2,406	—	341	409	1	—
1951	9,160	5,090	3,230	—	340	540	80	-120
1952	10,310	6,010	3,550	—	160	660	90	-160
1953	10,470	6,130	3,550	—	100	770	90	-170
1954	—	—	—	—	—	—	—	—

(1) 政府債利子は、「一般政府の所得」から控除されている。

##### 日本 (十億円)

年次	家計の受取				法人貯蓄	法人に対する直接税	一般政府所得	控除：政府消費者の負債利子
	総額	被傭者報酬	非会社企業所得	賃貸料および配当				
1938	(1) 20.0	7.3	6.1	3.3	0.9	0.6	0.8	0.5
1946	360.8	111.0	235.6	12.7	0.7	-1.0	4.1	-2.3
1947	968.0	315.3	640.0	18.6	1.5	-4.9	12.9	-15.4
1948	1,961.6	827.6	1,091.5	33.5	8.6	1.7	40.0	-41.3
1949	2,737.3	1,144.0	1,335.5	48.2	14.5	37.2	94.0	63.9
1950	3,361.0	1,424.3	1,511.0	71.2	25.8	193.5	108.9	23.3
1951	4,535.3	1,964.8	1,931.7	96.6	40.5	220.9	229.9	50.9
1952	5,282.4	2,492.1	2,222.1	130.9	63.7	114.1	241.3	18.7
1953	5,878.2	2,838.6	2,407.3	160.9	90.2	115.9	242.9	22.4
1954	—	—	—	—	—	—	—	—

- (1) 1938年および1953年を除き、各年とも4月1日に始まる会計年度。
- (2) 在庫評価調整前。
- (3) 海外からの純要素所得支払に対して調整されている。

英 国 (百万磅)

年次	家 計 の 受 取					法 人 貯 蓄	法人に 対する 直接税	一般政 府所得	控除：政 府消費者 の負債利 子
	総 額	被 傭 者 報 酬	非 会 社 企 業 所 得	賃 貸 料 お よ び 利 子	配 当 所 得				
	(1)(2)	(2)(3)			(2)		(2)	(4)	
1938	5,052	3,007	636	1,130	289	90	181	-281	
1946	8,771	5,655	1,145	1,151	542	651	169	-542	
1947	9,660	6,099	1,229	1,240	952	518	197	-575	
1948	10,250	6,652	1,255	1,184	877	567	261	-566	
1949	10,970	7,035	1,352	1,225	833	745	323	-568	
1950	11,545	7,498	1,347	1,267	986	764	243	-574	
1951	12,715	8,379	1,363	1,293	1,265	714	298	-627	
1952	13,733	8,946	1,527	1,395	1,251	934	396	-699	
1953	14,795	9,483	1,613	1,491	1,433	950	444	-732	
1954	-	-	-	-	-	-	-	-	

- (1) 減価償却を含む国民所得。小さな差異誤差が内訳に含まれていないから若干の年次については、内訳の合計が総額と一致していない。
- (2) 計数は、在庫評価に対して調整されていない。
- (3) 農業所得は、利子支払控除前が示されている。
- (4) 政府債利子のみ。

米 国 (十億弗)

年次	家 計 の 受 取					法 人 貯 蓄	法人に 対する 直接税	一般政 府所得	控除：政 府消費者 の負債利 子
	総 額	被 傭 者 報 酬	非 会 社 企 業 所 得	賃 貸 料 お よ び 利 子	配 当 所 得				
	(1)						(1)	(2)	
1933	67.6	45.0	11.1	8.4	3.2	0.1	1.0	-1.2	
1946	179.6	117.7	35.3	13.8	5.8	2.4	9.1	-4.5	
1947	197.2	128.8	34.4	14.8	6.5	5.8	11.3	-4.4	
1948	221.6	140.9	38.4	16.1	7.2	10.9	12.5	-4.4	
1949	216.2	140.9	34.1	17.6	7.5	10.3	10.4	-4.6	
1950	240.0	154.3	36.1	19.1	9.2	8.2	17.8	-4.7	
1951	277.0	180.4	40.8	20.7	9.1	8.3	22.5	-4.8	
1952	291.0	195.4	39.9	22.4	9.1	9.1	20.0	-4.9	
1953	305.0	209.0	38.4	24.0	9.4	8.1	21.1	-5.0	
1954	-	-	-	-	-	-	-	-	

- (1) 政府企業の利潤（もしくは損失）は、国民所得に含まれていない。
- (2) 政府債利子のみ。

第五表 国内総支出

一般的注：本表に採用されている概念は、市場価格による国内総生産である。これは、一定の国の領土内に存在する生産要素に帰すべきで、固定資本の減耗に対する引当控除前の生産物の市場価額である。それは、一定国の消費支出、民間、政府の総国内資本形成および財貨、サービスの純輸出の合計額に等しい。それは、市場価格による国民総生産とは、海外から受取る純要素所得を控除する点だけ、国民総生産と相違している。

民間消費支出は、経常的財貨、サービスに対する家計と民間非営利機関の最終支出額から、同様の財貨、サービス（主として、中古品取引）の販売額を差引き、海外から受取る現物の贈与額（純額）を加えたものをあらわす。この部門については、経常支出は、耐久性のいかんを問わず、土地、建物以外の財貨の購入を含むよう規定される。

一般政府の消費支出は、一般政府によつてなされる財貨、サービスへの経常支出をあらわす。それは、被傭者報酬、企業および海外からの一般政府による購入額から、企業および家計による一般政府からの財貨、サービス余剰物資以外の購入額を差引いたものであらわす。防衛（民間防衛を除く）のための資本的支出は、消費支出として取扱われるが、それに反して、民間用の資本形成支出はいつさい、国内総資本形成に含まれる。

総固定資本形成は、企業、民間非営利機関、および一般政府による固定資本（民間建設、構築物、機械および設備）の購入と自己建設の価額を含む。固定資本形成を評価する場合、直接的にその生産ないしは取得に関連する支出のみが含まれる。判明しているところでは、維持費と修繕費を資本形成に含めることが注に示されている。

在庫増は、企業が保有する原材料、仕掛品（建設業の仕掛工事および、固定資本形成に含まれる工場以外のもの）、および完成財と、政府在庫における物的変動の価額をあらわす。

財貨、サービスの輸出は、海外へ売られる財貨とサービスの価額をあらわす。これらの財貨は、商品と輸送、保険、その他のサービスのために支払われる手数料からなる。財貨、サービスの輸入は、海外から、国民が購入する財貨とサービスの



価額からなる。輸出入ともに、現物の贈与額と、国際間の振替によつて賄われる輸出  
ないしは輸入を含むが、しかし、政府間に移転される軍事施設の価額は除去される。

各国の勘定における上記定義との重要な相違については、判明しているところ  
では、以下の各国別の注に示されている。\*在産増\*の項目については、例外をなして  
いるが、この場合、在庫評価調整をおこなっているが、明らかな国については、脚注  
に示されている。

エジプトについての資料は、本シリーズの前号、すなわち、シリーズ H. No. 1 に  
示されており、ベルギーについては、シリーズ H. No. 5 にあるので、ここに再録し  
なかつた。これらの国については、さらに新しい計数が入手されていない。

資料については、第1表の注を参照。

第五表 国内総支出 (各国通貨単位による)

ビルマ (百万チャット)

年次	総額	消費支出		総固定資本形成				在庫 増加	財貨サ ービス の輸出	控除: 財 貨サービ スの輸入
		民間	一般 政府	一般 政府	政 府 企 業	民 企 業	間 業			
(1)										
1938	1,458	915	114	17	8	122	31	251		
1947	2,966	2,524	259	77	47	304	53	-298		
1948	3,557	2,893	280	54	37	434	77	-218		
1949	3,234	2,399	307	52	32	196	-20	268		
1950	3,132	2,328	321	60	31	239	-11	164		
1951	3,690	2,668	318	89	44	298	45	228		
1952	4,084	2,724	395	152	50	408	133	222		
1953	4,520	2,850	512	175	62	419	214	238		
1954	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(1) 1938年は、4月1日に始まる。以後は各年9月30日に終る会計年度  
セイロン (百万ルピー)

年次	総額	消費支出		総固定資本形成				在庫 増加	財貨サ ービス の輸出	控除: 財 貨サービ スの輸入
		民間	一般 政府	一般 政府	政 府 企 業	民 企 業	間 業			
(1)										
1938	703	549	95	5	34	-	20			
1947	2,509	2,193	320	32	98	-	-134			
1948	2,817	2,272	352	70	105	-	18			
1949	3,077	2,459	394	123	153	-	-52			
1950	4,096	3,118	387	213	222	-	156			
1951	4,735	3,614	411	224	332	-	154			
1952	4,530	3,773	472	307	302	-	-324			
1953	4,629	3,740	535	314	245	-	-205			
1954	-	-	-	-	-	-	-	-		

(1) 統計上のそごと海外への個人送金によつて賄われた輸出額を含む。  
フランス (十億法)

年次	総額	消費支出		総固定資本形成				在庫 増加	財貨サ ービス の輸出	控除: 財 貨サービ スの輸入
		民間	一般 政府	一般 政府	政 府 企 業	民 企 業	間 業			
1938	432	330	53	11	45	1	38	-45		
1946	3,048	2,317	385	44	358	162	107	-325		
1947	4,015	2,895	545	104	504	98	264	-395		
1948	6,698	4,936	660	90	1,102	80	566	-936		
1949	8,283	5,542	996	134	1,380	300	-69			
1950	9,334	6,212	1,223	135	1,471	258	35			
1951	11,960	8,070	1,740		2,180		-30			
1952	13,700	9,220	2,570		2,080		-170			
1953	13,820	9,290	2,650		1,900		-20			
1954	-	-	-		-		-			

西ドイツ (百万ドイツマルク)

年次	総額	消費支出		総固定資本形成			在庫 増加	財貨サ ービス の輸出	控除：財 貨サー ビスの輸入
		民間	一般 政府	一般 政府	政 府 企 業	民 企 業			
1936	48,272(1)	28,986	9,770		7,100	2,132		284	(4)
1948	35,337(2)	22,879	6,300		6,300	930	2,132	-3,204	(4)
1949	79,471	51,731	14,051		15,054	1,247	6,280	-8,892	(4)
1950	89,877	56,991	14,094		18,268	1,974	11,893	-13,343	(4)
1951	113,260	64,923	17,747		22,940	6,211	19,444	-17,505	(4)
1952	125,967	70,740	22,590		24,680	4,977	23,354	-20,374	(4)
1953	134,639	75,307	22,450		27,760	4,499	26,326	-21,703	(4)
1954	-	-	-		-	-	-	-	(4)
1936年価格による									
1936	48,272(1)	28,986	9,770		7,100	2,132		284	(4)
1948	20,922(2)	12,948	4,829		3,088	459	874	-1,276	(4)
1949	47,037	29,054	10,083		7,933	635	2,615	-3,293	(4)
1950	54,876	33,090	10,122		10,174	1,040	5,213	-4,763	(4)
1951	63,212	35,781	10,971		11,371	3,030	7,240	-5,181	(4)
1952	66,633	38,751	12,841		10,942	2,099	8,524	-6,524	(4)
1953	71,821	42,354	12,715		12,577	1,987	10,014	-7,826	(4)
1954	-	-	-		-	-	-	-	(4)

- (1) ライヒ・マルクで表されている。1938年の資料は未入手。
- (2) 7~12月の6ヶ月間のもの。
- (3) 占領費を含む。
- (4) ベルリンおよびソ連占領地域は、外国領土とみなした。輸出には、海外からの要素所得支払を含む。輸入には海外への要素所得支払に、海外からの純要素所得支払を加えたものが含まれる。

イタリア (十億リラ)

年次	総額	消費支出		総固定資本形成			在庫 増加	財貨サ ービス の輸出	控除：財 貨サー ビスの輸入
		民間	一般 政府	一般 政府	政 府 企 業	民 企 業			
1938	164		(1)			(2)			
1947	6,239		127			37			
1948	7,251		4,720			1,519			
1949	7,471		5,982			1,524			
1950	8,335	6,071	859			1,489			
1951	9,819	6,840	1,047			1,405			
1952	10,358	7,144	1,281			1,932			
1953	-	-	-			1,933			
1954	-	-	-			-			

- (1) 耐久消費財を除く。
- (2) 耐久消費財を含む。

日本 (十億円)

年次	総額	消費支出		総固定資本形成			在庫 増加	財貨サ ービス の輸出	控除：財 貨サー ビスの輸入
		民間	一般 政府	一般 政府	政 府 企 業	民 企 業			
(1)				(2)		(3)			
1938	26.8	13.9	6.7		0.9	4.6	0.9	-0.2	
1946	474.0	333.1	54.9		29.8	47.8	27.9	-19.4	
1947	1,309.2	915.0	102.2		146.1	116.6	82.5	-53.2	
1948	2,666.7	1,741.1	282.3		258.0	258.3	235.8	-108.8	
1949	3,375.6	2,261.0	393.8		298.6	324.2	207.8	-109.8	
1950	3,972.9	2,443.1	533.2		189.1	438.1	360.5	8.9	
1951	5,543.2	3,128.3	630.0		424.2	613.4	584.5	102.8	
1952	6,180.3	3,783.4	707.1		435.4	778.2	465.9	10.3	
1953	6,922.3	4,311.7	813.6		483.1	920.8	449.5	-55.2	
1954	-	-	-		-	-	-	-	

- (1) 1938暦年を除き各年とも4月1日に始まる会計年度
- (2) 公企業の在庫増加を含む。
- (3) 在庫品評価調整前

フリッツピン (百万ペソ)

年次	総額	消費支出		総固定資本形成			在庫 増加	財貨サ ービス の輸出	控除：財 貨サー ビスの輸入
		民間	一般 政府	一般 政府	政 府 企 業	民 企 業			
1946	4,818	4,229	359		14	244	126	-154	
1947	6,179	5,436	405		53	478	167	-360	
1948	6,423	5,423	402		110	503	123	-143	
1949	6,399	5,802	448		195	401	67	-514	
1950	6,905	5,763	473		211	297	84	77	
1951	7,750	6,713	536		158	330	68	-55	
1952	7,982	6,858	593		161	325	100	-55	
1953	8,425	7,123	605		163	407	127	-1	
1954	-	-	-		-	-	-	-	

英国 (百万磅)

年次	総額	消費支出		総固定資本形成			在庫 増加	財貨サ ービス の輸出	控除：財 貨サー ビスの輸入
		民間	一般 政府	一般 政府	政 府 企 業	民 企 業			
1938	5,535	4,407	772		600			(1)	
1946	9,778	7,099	2,291		216	49	635	-107	
1947	10,422	7,822	1,743		321	103	736	280	
1948	11,523	8,408	1,761		416	255	725	153	
1949	12,240	8,814	1,977		411	351	782	35	
1950	12,779	9,286	2,067		441	383	858	-216	
1951	14,281	9,987	2,439		507	469	890	600	
1952	15,466	10,440	2,886		611	536	919	50	
1953	16,625	11,076	3,074		684	633	1,016	201	
1954	-	-	-		-	-	-	-	

第六表 主要集計間の関連

年次	総額	消費支出		総固定資本形成			在庫 増加	財貨サ ービス の輸出	控除：財 貨サー ビスの輸入
		民間	一般 政府	一般 政府	政府 企業	民間 企業			
1949年価格による									
	(2)								(2)
1945	10,280	8,167	2,589		1,025		-117	1,484	-2,866
1947	10,299	8,436	1,773		1,264		294	1,575	-3,043
1948	10,722	8,408	1,761		1,396		153	1,983	-2,979
1949	11,058	8,589	1,915		1,504		33	2,185	-3,168
1950	11,329	8,754	1,895		1,571		-186	2,521	-3,224
1951	11,804	8,655	2,047		1,584		449	2,676	-3,578
1952	11,774	8,541	2,262		1,568		36	2,613	-3,246
1953	12,256	8,887	2,322		1,755		146	2,575	-3,429
1954	-	-	-		-		-	-	-

- (1) 在庫評価調整を考慮している。  
 (2) 輸入額は輸入税を含む。

米 国 (十億弗)

年次	総額	消費支出		総固定資本形成			在庫 増加	財貨サ ービス の輸出	控除：財 貨サー ビスの輸入
		民間	一般 政府	一般 政府	政府 企業	民間 企業			
1947年価格による									
	(3)	(1)		(1)		(2)	(1)		(1)(4)
1938	84.8	64.6		12.8		7.6	-0.9	3.8	-3.1
1946	208.7	146.6		30.9		21.1	6.1	11.7	-7.7
1947	231.3	165.0		28.6		30.7	-1.0	16.7	-8.7
1948	256.2	177.6		36.6		36.9	4.2	13.0	-12.1
1949	256.2	180.6		43.6		35.3	-2.7	12.7	-13.3
1950	283.8	194.0		42.0		43.9	7.4	11.6	-15.1
1951	326.6	203.3		62.8		46.4	10.4	16.2	-17.5
1952	344.6	218.4		77.2		47.1	3.6	15.7	-17.4
1953	363.3	230.1		85.2		49.9	1.5	14.8	-13.2
1954	-	-		-		-	-	-	-

- (1) 民間および政府の贈与によつて賄われる輸出額は個人および政府の経常支出に含まれる。  
 (2) 在庫評価調整後。  
 (3) 市場価格による国民総生産。  
 (4) 海外からの純要素支払を含む。

一般的注：本表は、第3. 4. 5表に示された各集計の性質に関するものであり、また、相互の関連を示すものである。これらの表に示された各集計は、関連する項目とともにここに再びあらわれる。表の見出しが要求するものと異なる集計が用いられている場合には、その代用されたものが脚注されている。各集計ならびに関連項目についての簡単な定義は以下に示される。これらの定義を示すにあつて、各国による取扱いがかなりの点について、これらの通則と相違しているであろうと考えられる。

「市場価格による国内総生産」は、ある国の領土内に存在する生産要素に帰すべき、固定資本の減耗引当前の生産物の市場価額である。

「間接税」は、事業費に課せられるべき、財貨サービスについての税と家計が、財貨、サービスを所有、ないしは使用することに対する税である。個人によつて支払われる場合、これらの税は、所得あるいは富に対して、一律に課せられるものではなく、また、その算定においては、納税者の個人的状況は何ら考慮されるものでもない。

「補助金」は、それが市場価格のなかには入らないけれども、要素所得に寄与する負の間接税として厳密に定義されるであろう。実際には生産者に対するいつさいの經常的援助は、補助金として取扱われる。——というのは、企業に対して振替支払がなされるならば、補助金と振替支払とを区別することが困難であるからである。それは生産者に対する直接支払、あるいは政府事業機関の売買価格の差額の形をとる。

「減価償却」は、經常期間内に費消された固定資本の価額が、その期間の稼働収入に対する原価として時価によつて補填されるよう、保障するためになされる積立金からなる。この積立金は、すべての固定資本の磨耗と見越しの陳腐化、ならびに偶発的損害とを、カバーするように運用される。見越されない陳腐化は、それが現実に発生した場合、その時の資本減として取扱われるべきである。実際に、数ヶ国では、この定義を固守している。判明している場合には、時価による減価償却の測定はその国の注において示される。

「要素費用による国内純生産」は、一定国の領土内に存在する生産要素に帰すべき、固定資本減耗引当控除後における生産物の要素費用による価額である。

「海外からの純要素所得支払」は、外国人によつて国内へ供給された要素に対する支払額を控除後の正規居住者によつて外国へ供給された生産要素についての報酬に関